

様式第 4 号

入 札 説 明 書

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

旧にしね保育所改修及び駐車場整備工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。

本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「週休 2 日を確保する発注者指定型の週休 2 日確保工事であり、予定価格の算定にあたり 4 週 8 休以上の現場閉所率による経費の補正を行っている。その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

1 入札参加資格

- (1) 「寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、当該工事の公告の日から入札の日までの間に、指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「監理技術者講習終了証を有すること」には、平成 1 6 年 2 月 2 9 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有すること及び平成 1 6 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた場合における、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有することを含む。
- (3) 公告で指定された期限までに入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料を提出しない者は、本入札に参加することができない。

2 入札手続等

- (1) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料は無断で使用しない。
- (3) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 提出期限以降における入札参加申請書、入札参加資格確認申請書又は入札資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札資格確認のため必要な資料の追加提出を求めることがある。
- (6) 入札参加資格の確認は、入札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。落札候補者で入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

3 配置予定技術者

- (1) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 配置予定技術者で1級もしくは2級建築士又は1級もしくは2級建築施工管理技士の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (2) 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。ただし、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できない事由が、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (3) 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該工事に係る申請書の取り下げ、又は入札の辞退を行うこと。
- (4) 確認資料の配置予定の技術者の施工経験における職名は、現場代理人若しくは主任技術者又は監理技術者の職名を記載すること。
- (5) 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、この工事の契約時までに当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡しが完了する見込みである場合はこの限りでない。

4 設計図書等の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書
 - イ 図面
 - ロ 仕様書
 - ハ 設計書
- (2) 閲覧及び貸出し期間
入札公告の日から入札の前日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 閲覧及び貸出しの場所
寒河江市ホームページ上
寒河江市子育て推進課 こども支援係

5 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面で提出すること。
 - イ 受付期間
令和7年10月14日（火）から令和7年10月21日（火）（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ロ 提出場所

4（3）に記載の場所

ハ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受付けない。

（2）（1）の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

イ 閲覧期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月23日（木）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ロ 閲覧場所

4（3）に記載の場所

6 入札の延期、中止等

- （1） 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。
- （2） 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。

7 入札及び開札

- （1） 入札は持参によるものとする。
- （2） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- （1） 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- （2） 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札
- （3） 委任状を持参しない代理人のした入札
- （4） 記名押印をしていない入札
- （5） 金額を訂正した入札
- （6） 積算内訳書の額と入札書の額が違う入札（最初の入札に限る。）
- （7） 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- （8） 明らかに連合によると認められた入札
- （9） 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- （10） 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格のないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は、入札日から起算して原則として3日以内（市の休日を除く。）に行う。
- (2) 入札執行の日までに入札参加資格の確認ができたときは、当該入札会場で落札者を決定する。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る価格の入札者については、寒河江市契約審査委員会規定に基づき審査したうえで落札者を決定する。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない寒河江市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札予定者を確定する。

10 その他

- (1) 保証契約に基づき前払金、中間前払金を支払う。
- (2) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書又は入札資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、寒河江市建設請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 積算内訳書の提出範囲は内訳書までとし、入札会場にて執行者の指示により提出すること。また、提出書類は、コピー等の写しとし、手書き原稿は認めないものとする。

なお、低入札調査基準価格を下回った場合、この積算内訳書により調査を行うものとする。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者は、この調査に協力しなければならない。
- (5) 最初の入札書の額は、積算内訳書の額と同額でなければならない。

週休2日確保工事に係る特記仕様書

1 発注者指定型

○週休2日確保工事

- 1 本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「寒河江市建設工事週休2日確保工事实施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
- 2 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
- 3 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、寒河江市建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 4 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
- 5 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
- 6 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 7 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 8 発注者は、当初（発注）時において4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が4週8休に満たない場合は、4週8休以上の経費の補正を除して、工事費を積算するものとする。
- 9 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
- 10 発注者は、週休2日確保工事において4週8休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行するものとする。
- 11 受注者は、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。
- 12 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。

ご迷惑をおかけします
この工事は「週休2日」確保に取り組んでいます
〇〇〇〇〇〇を 行っています
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
〇〇〇〇〇〇工事
発注者 山形県〇〇総合支庁 建設部〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受注者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(図) 工事標示板への明示の例